新型コロナウイルス感染症に対する区の対応について

1 主旨

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国による緊急事態宣言が発出され、東京都においても緊急事態措置が講じられたところである。こうした国及び東京都の対策を踏まえた、この間の新型コロナウイルス感染症に係る区の対応について、あらためて整理し報告する。

2 新型コロナウイルス感染症に対する区の対応

(1) 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

区は、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進していくため、令和2年3月26日付けで、「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全庁をあげた実施体制を整備した。当該本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条において規定されている緊急事態宣言に伴う市長村対策本部として位置づけるものとする。

(2) 各種施設や事業の対応

施設種別	対応状況
保育施設	4月8日(水)から区内保育所等利用者に対し
	て、順次、園児の登園自粛を要請してきたが、感
	染拡大により、縮小保育を実施することも困難に
	なったため、4月20日(月)から <u>5月6日(水)</u>
	まで休園とした。休園中、医療、交通、金融、社
	会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービ
	スに従事しているなど、仕事を休むことが困難な
	保護者には、新型コロナウイルス感染症拡大防止
	対応を徹底した上で、「応急保育」を実施している。
新BOP (学童クラブ・BOP)	<u>5月6日(水)まで休止</u> している。ただし、学
	童クラブについては、医療、交通、金融、社会福
	祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに
	従事しているなど、仕事を休むことが困難である
	などの特定の事情がある家庭の児童は利用可能と
	している。
社会福祉施設等	①東京都による緊急事態措置の対象となる社会福
	祉施設等
	感染拡大防止対策を徹底し、 <u>事業を継続してい</u>
	<u>5.</u>
	②東京都による緊急事態措置の対象となる社会福
	祉施設以外の保健福祉施設等
	感染拡大防止対策を徹底して事業を継続するこ
	とを基本としている。ただし、児童館など感染拡
	大防止の観点からやむを得ない場合は、事業の一
	部または全部を休止、もしくは事業の縮小を行っ
	ている。

施設種別	対応状況
高齢者施設(短期入所施設、通所施設)	感染拡大防止対策を徹底して事業を継続することを基本としている。ただし、感染拡大防止の観点からやむを得ない場合は、事業の一部または全部を休止、もしくは事業の縮小を行っている。
区立小中学校・幼稚園等	5月1日まで臨時休業 始業式・入学式は延期
区民利用施設等	5月31日(日)まで休止
区主催のイベント	5月31日(日)までの間、屋内外を問わず開催 を延期または中止

なお、各施設及び事業の取り扱いについては、現時点のものであり、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。

(3) 区の窓口等業務

国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において、官公署は「社会生活を維持する上で必要な施設」とされ、休止要請の対象ではないことから、今後も窓口を含め、区の業務は基本的に継続している。

併せて、窓口の混雑緩和による区民等への感染リスク軽減を図るための取組みをさらに 推進している。

(4) 区の業務態勢等について

区は、社会生活を維持する上で必要な施設であり、事業の継続が求められている。このため、職員の感染や職場における感染拡大防止に最大限取り組みながら、業務を継続する。

【主な取り組み状況】※4月22日現在

- ① 一定割合の職員を在宅勤務(テレワーク)させる。 約85%
- ② 一部の職員を別の場所へ移して勤務させる。 約49%
- ③ 職員の勤務日を分散させるため、週休日に勤務を割り振る。 約75%
- ④ 時差勤務をさせる。

約71%

⑤ 休憩時間を変更する。

約67%

なお、世田谷保健所や経済産業部など、業務が集中している所管に対しては、他所管の職員による業務補助等、庁内の協力体制整備に取り組んでいる。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防に伴うマスクの配付について

区民と接する機会の多い職場を中心に区職員等へマスクの配付を行っている。

- ·配付枚数 (累計): 402, 640枚
- ・残数(4月17日時点):約32万枚

(6) PCR 検査の体制拡充について

世田谷区医師会、玉川医師会の協力のもと検査体制を拡充する。

参考

3月30日~4月17日まで、メール及びFAXで情報提供した資料のうち、最新の資料は【参考1】~【参考9】のとおり。

参 考1

令和2年4月17日保育 育 部 都育委員会事務局

保育所等の休園について

1 主旨

国の緊急事態宣言を受け、区は4月8日に保育所等の登園自粛を、4月10日には東京都の通知を受け登園自粛要請の強化を行ったところ、各施設や保護者の協力をいただく中で、登園児童数が2割程度までに減少したところである。しかしながら、4月16日には緊急事態宣言対象地域が全国に拡大され、東京都が「特定警戒都道府県」に位置付けられる状況の中、区内においても感染はさらなる増加傾向にあり、縮小保育を実施することも困難な状況にさしかかっていることから、保育所等を休園する。

なお、休園中においても、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している保護者(以下「社会生活維持関係者」という)、ひとり親家庭などで仕事を休むことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者に保育を提供する「応急保育」を実施する。

2 世田谷区のこの間の取り組み

- 4月 8日 「緊急事態宣言を受けての当面の保育施設の運営について」を周知し、 登園自粛を要請。
- 4月10日 「東京都からの通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応 について」を受けての保育施設の運営について」を周知し、登園自粛を 強く要請。
- 4月14日 「保護者の勤務先事業者の皆様へ「世田谷区の保育事業の縮小に向けた協力のお願い」」を区ホームページに掲載。
- 4月15日 「世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止対応による縮小保育ガイド ライン(第1版)」を各保育施設あて送付。

3 休園する理由

- ○区内における罹患者数の増加、そのことに伴う濃厚接触者および健康観察者が著しく 増加するなど感染の拡大が加速し、今後園内におけるクラスターの発生が強く懸念さ れること。
- ○区内の複数の園において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休園を余儀なくされている状況に至っていること。
- 〇保育所等においては調理師や看護師等、限られた人数の職種があるほか、保育士についても小学校休業等に伴う就業への影響が生じ、縮小保育を行う上でも運営体制を維持することが困難な状況になりつつあること。

これらのことを踏まえ、休園の措置に移行すべき時期に入ったと捉え、保育所等を休

園とする。なお休園中においても、「社会生活維持関係者」等に保育を提供する「応急保育」を実施することとする。

4 応急保育について

保育の対象を「社会生活維持関係者」等の子どもに限定し、園内における罹患者発生 防止策をより講じた上で、必要最小限度の保育を行うことを基本とする「応急保育」を 実施する。

(1)保育提供継続に伴う手続き

全ての保護者に対して、保育継続希望の有無を確認するために、「世田谷区応急保育申込書」(別紙)(以下「申込書」という)を各施設長あてに提出してもらう。

各施設長は「申込書」に基づき対象者を把握し、応急保育の可否を決定する。同時に 応急保育運営体制を整える。

(2)給食について

給食とおやつについては、感染防止対策の観点から提供を休止する。ミルク、お茶等の飲み物については、継続して提供することで調整する。

5 対象施設と期間

(1)対象施設

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、区立認定こども園(保育枠) 私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ

(2)期間

令和2年4月20日(月)から緊急事態宣言適用期間である5月6日(水)まで。 なお、就業先と調整される間は、保育を継続することとする。

6 保育料の取り扱いについて

令和2年3月30日世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症予防に伴う認可保育園における保育料の取扱いについて」に基づき、休園日数に応じて、保育料を減免する。

7 今後について

- ○応急保育を行う園において罹患者が発生した場合は、当該保育を停止する。
- ○区内の感染状況や施設の体制等を再度確認した上で、4月末を目途に5月7日(木) 以降の取り扱いを示すこととする。

8 周知

- (1)ホームページへの掲載
- (2)子育て応援アプリへの掲載
- (3)ツイッターへの掲載
- (4)各保育所等への通知
- (5) 各保護者への通知(各保育所等を通じて)

9 今後のスケジュール

令和2年4月17日(金) ホームページ等で周知開始

各保育所等および保護者への通知

4月20日(月) 休園および「応急保育」開始

お問い合わせ先

保育課長 大澤

電話03-5432-2318

幼児教育・保育推進担当課長 本田

電話03-5432-2712

保育認定・調整課長 有馬

電話03-5432-2204

世田谷区応急保育申込書

令和2年 月 日

新型コロナウィルス感染症対策にかかる休園中応急保育を利用したいので 以下のとおり申し込みます。

1		基本	情	報
	•	~~~	ìН	TIX

保育園名	
保護者名	
園児名	
生年月日・クラス	

兄弟が同一園にいる場合は、園児名、生年月日・クラスは一緒にご記入ください。

2、応急保育が必要な理由(保護者の方全員の理由が必要となります)

保護者名:	
理由:	
保護者名:	
理由:	

(保護者のいずれかが在宅可能な家庭は登園をお控えください)

3、応急保育中の送迎者と日中の連絡先

送迎者 (続柄)	送者	売柄	迎者	続柄
緊急連絡先・電話	続柄		続柄	続柄
系心 注 和	電話	電話		電話

4、利用希望日と時間(希望される日に利用時間帯を記入してください。)

日	月	火	水	木	金	土
4月19日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日
:	:	:	:	:	:	
~	~	~	~	~	~	~
:	:	:	:	:	:	:
26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	5月1日	2 日
:	:	:	•	:	:	••
~	~	~	~	~	~	~
:	:	:	:	:	:	:
3 日	4日	5日	6日			
:	:	:	:			
~	~	~	~			
:	:	:	:			

必要事項を記入したうえで、通われている園にお申込みください。

令和2年4月10日

区議会議員各位

子ども・若者部長 加賀谷 実 生涯学習部長 林 勝 久

緊急事態宣言後の対応について (新BOP (学童クラブ、BOP))

1 現状

東京都及び世田谷区の新型コロナウィルス感染者の拡大に伴い、限られた活動スペースの中で子ども同士の密集、密接を避けることが困難となってきたことから、4月6日から 当面の間休止としている。

但し、学童クラブは、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが 必要な職種や仕事を休むことが困難な方の児童を、例外的に預かることとした。

2 緊急事態宣言の内容

4月7日の国による緊急事態宣言を受け、東京都は、学童クラブを「施設の種別によって休業を要請する施設」に位置付け、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の利用を控えるようお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること、また、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には、確実に保育等を供給することを求めている。(別紙参照)

3 宣言発出後の対応

国の緊急事態宣言後も、新BOPについては、4月6日(月)以降の取扱いを継続する。 学童クラブは、これまでどおり医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上 で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方の児童は預かること とする。また、保護者に対しては、感染症拡大を防止するため、可能な限り、学童クラ ブの利用を控えていただくよう依頼する。

4 期間

緊急事態宣言適用期間である<u>5月6日(水)</u>までとし、適用期間が延長された場合は、それに準じる。

5 周知

- 区ホームページ
- 区ツイッター
- ・各新BOPでの掲示 その他

担当:児童課長 須田 健志 電話 03-5432-2305

生涯学習・地域学校連携課長 田村 朋章 電話 03-5432-2730

保護者のみなさま へ

緊急事態宣言後の新BOP(学童クラブ及びBOP) の対応について(第3報)

国の緊急事態宣言を受け、東京都より「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」の要請がありましたので、以下のとおりお知らせします。

1 対応

新BOPについては、4月6日(月)以降の取扱いを継続いたします。

学童クラブについては、これまでどおり医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方のお子さんについてはお預かりしますが、感染症拡大を防止するため、可能な限り学童クラブの利用を控えてください。

2 適用期間

緊急事態宣言適用期間である令和2年5月6日(水)までとし、適用期間が延長された場合はそれに準じます。

3 学童クラブの運営について

感染リスクを低下させるために、これまで励行してきている手洗いや咳エチケット、 部屋のこまめな換気と消毒などの万全な対策をとりながら、児童の接触の機会を減らす 取り組みを引き続き心がけてまいります。

4 添付文書

東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」

 各区市町村長 殿

東京都知事 小池 百合子

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

日頃より、東京都の福祉行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(以下、「特措法」という)第32条に基づく緊急事態宣言が発出されました。都が今後実施する緊急事態措置は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の強化を図り、都民の生命や健康を守り、生活と経済に及ぼす影響が最小限となるように、都民や事業者に御協力をお願いするものとなります。

このため、都は人と人との接触をできる限り減らすという趣旨で都民に対しテレワークを活用するなど在宅勤務をお願いしています。また、東京都緊急事態措置(案)において、都内の事業者を商業施設など「基本的に休業を要請する施設」、学校や保育所など「施設の種別によっては休業を要請する施設」、医療施設や金融機関など「社会生活を維持する上で必要な施設」の3類型に分類しており、保育所や学童クラブ等は、適切な感染防止策を講じた上で、必要な方への保育等を提供することを要請することとしています。

こうしたことを踏まえ、都における保育所及び学童クラブ等の運営については、以下のとおり、対応していただくよう要請いたします。

記

- 1 感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の登園等を 控えるようお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること
- 2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているな ど、仕事を休むことが困難な保護者には、確実に保育等を提供すること
- 3 保育等の提供にあたっては感染症防止に万全の対策をとること
- 4 児童や職員の罹患が判明した場合等には、感染拡大防止の観点から臨時休園等の措置を速やかに講じるとともに、休園した保育所等の利用児童の保育等が必要な場合の対応として、ベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業の活用等の代替策を講じること

都民の皆様へ

東京都知事 小池百合子

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

都内の新型コロナウイルス感染者数は、高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いております。こうした事態を受け、国が東京都を含む7つの都府県を対象として、令和2年4月7日から5月6日までの30日間を期間とする、改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したところです。

都は、今後、休業を要請する具体的な業態や施設について国と協議の上、緊急事態措置を10日に発表する予定です。

こうした状況の中、保育所や学童クラブ等では、職員の方々が日々子供と向き合い、保育等に当たられていますが、臨時休園などについて、都民の方から心配や不安の声もいただいております。

このため、保育所や学童クラブ等に関する都の考え方をお知らせします。

都は、区市町村に対し、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施することを要請いたします。

また、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、確実に保育等を提供すること、その際は、感染症防止に万全の対策をとることなども要請いたします。

さらに、経済団体等に対しては、子育て中の従業員の方が、テレワーク等の 在宅勤務や休暇の取得ができるようお願いしております。

都民の皆様におかれましても、本要請内容の趣旨をご理解いただき、感染拡大防止に向けご協力をお願い申し上げます。

経済団体 各位

東京都知事 小池百合子

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた テレワーク等の職場環境整備に関する要請について

国は、大都市部における感染経路が明らかでない新型コロナウイルス 感染症の感染者の急増を踏まえ、令和2年4月7日に関東・近畿・九州圏 の7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく 緊急事態宣言を行いました。

この緊急事態宣言を実効性あるものとするには、これまで以上に、テレワーク等の在宅勤務や有給の特別休暇の創設などの職場環境の整備が求められているところです。在宅勤務等の推進は、特に、子育て中の従業員の方にとりまして、育児と仕事の両立に向けて有効な取組となることに加えて、保育所等の現場での負担の軽減につながるものです。

今回の緊急事態への対応に当たりましては、貴団体の加盟各企業等において、子育て中の従業員の方が、テレワーク等の在宅勤務や休暇の取得ができるよう、重点的なご配慮をお願い申し上げます。

東京都は、テレワーク機器の導入助成に加え、非常時における勤務体制づくりに取り組む企業に奨励金を支給する事業等を実施しており、これらの事業も併せて活用いただき、特段の取組をお願い申し上げます。

参考 3

令和2年4月10日 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所

東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について

1 主旨

社会福祉施設等の運営については、これまで国や都の通知などを受け、運営継続・休止などの対応を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症に関する国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を受け、世田谷区の保健福祉に関する施設・事業の運営については、別紙の通りとする。

2 基本的対応

- (1) 東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設等については、感染防止対策を徹底し、事業を継続する。
- (2) 東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設以外の保健福祉施設等についても、感染防止対策を徹底して事業を継続することを基本とする。ただし、感染防止の観点からやむを得ない場合は、事業の一部または全部を休止、もしくは事業の縮小を行う。
- (3) 相談に関する事業は面談や訪問をできる限り実施せず、電話相談を基本に継続する。

3 期 間

緊急事態措置の期間(5月6日(水)まで)の対応とする。ただし、今後の 状況に応じて柔軟に対応する。

4 その他

保育事業及び新 BOP (学童クラブ・BOP) 並びに高齢者施設 (短期入所施設、 通所施設) に関しては別途決定する。 別紙 高齢福祉部

事業名・施設名など	現状の対応	今後の区の対応	問い合わせ先
あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)	介護サービスの重要性に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【事業継続・一部休止】 介護保険申請受付、相談業務を実施。 訪問業務、講座等は行わない。ただし、緊急対応(安否確認等)が必要な場合は、保健福祉課と協力して対応する。5月6日(水)までの扱い	高齢福祉部 介護予防・地域支援課長 佐久間 電話 5432-2834
認知症在宅生活サポートセン ター		【事業継続・一部休止】 相談業務を実施。訪問業務、講座 等は行わない。 5月6日(水)までの扱い	

別紙			障害偏祉部
事業名・施設名など	現状の対応	今後の区の対応	問い合わせ先
区立障害者通所施設(生活介 護・就労継続支援 B 型、就労 移行支援)		【自粛要請・運営継続】 自宅待機が可能な利用者は施設利 用の自粛をお願いするが、保護者 の状況や利用者の障害特性により サービスが必要な場合は、相談の 上、引き続き施設利用等を可能と する。 5月6日(水)までの対応。	
	感染予防策を行い、利用 者の健康状態をご家族に 確認しつつ、運営をして いる。		障害福祉部 障害者地域生活課長 相蘇 電話:03-5432-2416
民立障害者通所施設(生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援・自立訓練)		【区立と同様の対応を要請】 区立の通所施設の対応を周知し、 同様の対応をお願いする。 5月6日(水)までの対応。	
民立短期入所施設・日中 ショートステイ施設		3/10 H (3K) & COMMU.	
区立障害児通所施設 (児童発達支援・放課後等デ イサービス) 発達障害相談・療育センター 子育てステーション発達相談 室	感染予防策を行い、利用 者の健康状態をご家族に 確認しつつ、運営をして いる。	【事業継続・一部休止】(電話相談のみ実施)電話による相談のみ実施する。通所サービスは休止するが、児童の健康管理や家庭の孤立化防止、支援が必要な状況になった際の適切な介入のため、電話による支援を行う。5月6日(水)までの対応。	
民立障害児通所施設(児童発 達支援・放課後等デイサービ ス)		【事業縮小を要請】 学校等の休業に対応するため、家 庭で過ごすことが困難な児童生徒 もいることを考慮したうえ、通所 サービスを縮小して実施するよう お願いする。 5月6日(水)までの対応。	障害福祉部 障害保健福祉課長 宮川 電話:03-5432-2241
保健センター専門相談課	感染予防のうえ実施		
基幹相談支援センター 地域障害者相談支援センター 「ぽーと」	§染予防のうえ実施	【事業継続・一部休止】(電話相 談のみ実施) 電話による相談のみ実施する。 来所や訪問は原則として行わない。 5月6日(水)までの対応。	

別紙 子ども・若者部

事業名・施設名など	現状の対応	今後の区の対応	問い合わせ先
ほっとステイ	感染予防のうえ実施	【自粛要請のうえ4月13日から休止】 4月12日(日)まで極力利用の自 粛要請を行ったうえ、4月13日 (月)より5月6日(水)まで休止 する。	子ども・若者部 子ども家庭課長 増井 電話03-5432-2207
産後ケアセンター・ ママズルーム	一部制限のうえ事業継 続中(受け入れ人数の 制限・面会制限など)	【利用限定して実施】 産後ケアセンターについて、育児 を後ケアセンターについて、育児 不安・育児困難がある場合や、 行予防のために利用の緊急度が高 いケースに利用を限けて事業を 継続する。 デイケアのみの提供であり、かつ 完全母子同室体制が取ることが しいママズルームは事業中止とす る。 5月6日(水)までの対応。	
子どものショートステイ・要支援ショートステイ (児童養護施設 福音寮)	感染予防のうえ実施	【利用限定して実施】 緊急性・必要性を判断して限定的 に実施する。 (保健師やケースワーカーが支援 に関わり、緊急度が高いと判断す る場合、個別のケースごとに利用 調整を行う。) 5月6日(水)までの対応。	子ども・若者部 児童相談支援課長 長谷川 電話 03-6304-7748
トワイライトステイ (児童養護施設 福音寮)	感染予防のうえ実施	【休止】 5月6日(水)まで事業を休止する。	
赤ちゃんショートステイ (日赤医療センター附属乳 児院)	3月2日から休止	【引き続き休止】 引き続き、5月6日(水)まで休 止する。	
メルクマールせたがや	居場所事業、家族会を中止している。 相談(電話、来所、訪問)及び居場所事業利 用者に対し電話等によるフォローを実施している。	【事業継続・一部休止】 電話による相談対応を基本とし、 訪問での対応を休止、面談での対 応を必要最小限とする。 5月6日(水)までの対応。	子ども・若者部 若者支援担当課長 望月 電話:03-5432-2582

別紙 世田谷保健所

事業名・施設名など	現状の対応	今後の区の対応	問い合わせ先	
保健センター 健康増進事業	休止中	【引き続き休止】 5月6日(水)まで休止する。	胃がん検診及び乳 がん検診について は、次頁4 月17	
保健センター 胃がん検診	感染防止のうえ、実 <u>た</u> している。	【事業継続・一部休止 密室回避の観点する、検診車 による検診を休止する。 なお、保健センター施設内の 検診は、感染防止のうえ実施 する。 5月6日(水)までの対応。	日付情報提供資料 のとおりの取扱い に変更しています。 世田谷保健所 副所長	
保健センター 乳がん 体制	感染防止のうえ、実 施している。	【継続実施】 感染防止のうえ実施する。 5月6日(水)までの対応。	鵜飼 電話03-5432-2431	
保健センター がん相談 がん情報コーナー	感染防止のうえ、実 施している。	【事業継続・一部休止】(電話相談のみ実施) 5月6日(水)まで対面による専門相談並びにがん罹患者等によるピア相談は休止し、電話相談のみ実施する。		
保健センター 夜間・休日等こころの 電話相談 こころの健康情報コー ナー	電話相談のため実施している。	【継続実施】 電話相談のため継続して実施 する。	世田谷保健所健康推進課長 相馬 電話03-5432-2438	

[※]ただし、継続実施している事業についても、状況等の変化によっては中止、延期する。

令和2年4月17日世田谷保健所

区議会議員 各位

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた がん検診等の対応について

区では、国の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の 実施に係る対応について」(別添参照、以下「国の通知」という)を受け、下記のとおり対 応させていただきますので、ご報告いたします。

記

1 各がん検診等の対応

少なくとも緊急事態宣言(令和2年4月7日発出、同年5月6日まで)の期間において、区の各がん検診等については不要不急ではないものの、今般の新型コロナウイルス感染症感拡大を防ぐ観点から、集団・個別の形態を問わず、以下のとおり実施を見合わせる。

- (1)対策型がん検診 胃がん(エックス線・内視鏡)検診、肺がん検診、大腸がん検診 子宮がん検診、乳がん検診
- (2) その他の検診等 B型・C型肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、胃がんリスク (ABC) 検査
- (3) その他

なお、成人健診、骨粗しょう症検診については、6月から実施予定のため、必要 に応じ別途協議する。

2 がん検診等の再開の時期

再開にあたっては、国等の動向を踏まえつつ、関係機関と別途協議する。

3 周知方法

区のホームページで周知するとともに、世田谷区がん検診受付センター等での申し込み受付時に直接案内する。

(本件担当) 世田谷保健所副所長 鵜飼健行 (03-5432-2431)

事 務 連 絡 令和2年4月14日

各 都 道 府 県 保健所設置市 健康増進事業担当課 特 別 区

厚生労働省健康局健 康 課 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 健康増進事業の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、令和2年4月7日に新型インフル エンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を 行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県がその対象とされ たところです。各地方自治体における健康増進事業実施担当部局においては、当該緊 急事態宣言を踏まえ、健康増進事業について、下記に留意の上、適切な対応をお願い します。また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いしま す。

なお、令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発 生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について(注意喚起)」は廃止します。

記

- 1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等(以下単に「各種健診・ 保健指導等」という。)であって集団で実施するものについては、
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定される都道府県 内の市町村及び「感染拡大警戒地域※」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の 市町村においては、原則として実施を延期すること。
- それ以外の市町村においては、当面の間における実施の必要性を改めて検討する とともに、必要に応じて延期等の措置を行うこと。なお、実施する場合には、感染 拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗い 場の確保、体調不良受診者の事前の把握(受付時の発熱等症状の確認など)、会場 入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい。

また、延期等により、各種健診・保健指導等受診できない者には、別の機会に各 種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

- 2 当該健康増進事業の社会的必要性等を踏まえ、訪問指導等で家庭を訪問する場合には、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 個別で実施する各種健診・保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。なお、実施する場合には、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。 (参考)
- ○厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※感染拡大警戒地域

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日)において以下の地域と定義されている。

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して 大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(爆発的患者急増)と呼べるほ どの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者につ いても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

2 世高福第 3 7 号 令和 2 年 4 月 1 0 日

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区 高齢福祉部長 長 岡 光 春

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。 これまで区では、国の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、 事業運営にあたり、感染予防対策を徹底していただくようFAX情報便や区のホームページ を通じてお願いしてまいりました。

4月7日に国より「緊急事態宣言」が出され、それを踏まえて、別添のとおり東京都より令和2年4月9日付「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」が事業所宛に通知されました。

上記の通知等を踏まえ、各事業所におかれましては、当面の間(5月6日(水)まで)、 下記のとおり対応していただくようお願いいたします。

なお、区としても、さまざまなケースを想定し、必要なサービスの提供体制を維持できるよう、各種対策について各施設・サービス事業所とともに取り組んでまいります。

記

- ・各施設・サービス事業所 より一層の感染拡大防止に取り組んでいただいた上で、引き続き事業運営を継続し てください。
- ・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 感染拡大防止の観点から、各利用者が現在利用しているサービスの必要性を今一度 確認していただき、利用者・家族とご相談の上、必要に応じてサービスの見直しを 行ってください。

この通知文に記載の取扱いは、今後国や東京都から新たな内容が示されるなど状況が変わりましたら、その取扱いを変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

【参考資料】以下のホームページは随時最新の情報に更新していますのでご確認ください。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ 目次から探す→福祉・健康→高齢・介護→介護保険事業者向け情報→

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/d00184375.html

2福保高介第70号 令和2年4月9日

各区市町村

介護保険・高齢者福祉主管部長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 村田由佳 (公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について(通知)

日頃から、東京都の高齢者施策の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。 さて、この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他 6 府県に対し発せられました。

これを受けまして、都内の介護サービス事業所・施設に対しましては、事業の継続に関して、下記のとおり、事業者宛に通知しましたのでお知らせいたします。

なお、区市町村におかれましては、管内の地域密着型サービスの事業者(地域密着型特別養護老人ホームは除く。)及び居宅介護支援事業者に対し、本件の周知をお願いいたします。

今後も、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策につきまして、引き続き、ご協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

記

<別添資料>

(東京都の通知文書)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について (令和2年4月9日付、2福保高介第69号、2福保高施第97号)

<参考資料>

(国の通知文書)

新型コロナウィルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言等について ※本件については、別紙1及び別紙2並びにP24の(別添)緊急事態宣言時における事業 の継続が求められる事業者の2「支援が必要な方々の保護の継続」を参照願います。

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護保険担当 課長代理 松本 電話 03-5320-4590

2 福保高介第 6 9 号 2 福保高施第 9 7 号 令 和 2 年 4 月 9 日

各介護サービス事業所・施設管理者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 村田由佳 (公印省略) 東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長 保家力 (公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。 この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他6府県 に対して発せられました。これを受けて、都内の介護サービス事業所・施設におきましては、 下記のとおり対応くださいますようお願いします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、 適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継 続的に提供されるようお願いします。

2 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限(使用停止、休業、規模縮小等)を要請することがあり得ます。

その際は、保健所等と協議の上、必要最小限の地域及びサービスといたします。

なお、上記以外の入所施設や訪問系サービスについては、使用制限の要請の対象となって おりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いします。

3 御留意いただく事項

休業する場合は、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、休業する際は、東京都担当まで御一報をお願いします。

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部

(居宅サービス) 介護保険課 介護事業者担当 電話 03-5320-4274

(特養、老健、介護医療院、軽費、養護) 施設支援課 施設運営担当 電話 03-5320-4264

(有料老人ホーム) 同 有料老人ホーム担当 電話 03-5320-4296

(サービス付き高齢者向け住宅) 在宅支援課 高齢者住宅担当 電話 03-5320-4273



検索

読み上げ

文字•色

ふりがな

Translation

くらし 手続き 住まい 街づくり 環境

仕事 産業 子ども 教育 若者支援

福祉 健康 文化 スポーツ 生涯学習

区政情報

<u>ホーム</u> > <u>目次から探す</u> > 子ども・教育・若者支援 > <u>幼稚園</u> > <u>区立幼稚園・認定こども園</u> > <u>区立幼稚園・認定こども園について</u> > 新学期における区立小中学校の授業等について(ページ中部より教育長メッセージ)【4月3日23時更新】

新学期における区立小中学校の授業等について(ページ中部より教育長メッセージ)【4月3日23時更新】

最終更新日 令和2年4月3日 ページ番号 185410

保護者の皆さまには、平素より区教育行政に格別のご理解とご協力を賜り感謝しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした学校の臨時休業により、多大なご負担やご 心配をおかけしたことと存じます。

この間の区内における新型コロナウイルス感染症の状況を見たところ、日ごとにその増加については著しいものがあり、より一層の警戒が必要な段階であると言えます。

このことから、急な方針変更となり、ご迷惑をおかけすることとなりますが、世田谷区教育委員会では、区立小中学校について、令和2年度の入学式及び始業式の延期を決定させていただきました。

また、登校日の設定につきましても、これを見合わせさせていただき、このことにより、給食も提供できないこととなります。

保護者の皆さまには、引き続きご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいた します。

区立小中学校における入学式・始業式の延期等について

区立小中学校の入学式

区立小学校の入学式 (4月6日予定) 及び区立中学校の入学式 (4月7日予定。夜間学級については4月6日予定) は、延期します。

実施時期などについては、日程が決まり次第ご案内します。

区立小中学校の始業式

区立小中学校の始業式(4月6日予定)は、延期します。

実施時期などについては、日程が決まり次第ご案内します。

区立小中学校の授業等

区立小中学校は5月1日まで臨時休業とし、5月7日からの再開を目指して検討を進めます。当初予定していた臨時休業期間中の分散登校についても見送ります。

なお、臨時休業中の学習や教科書の交付などについては、改めてご案内します。

区立幼稚園について

区立幼稚園の取り扱いについては、決まり次第ご案内します。



区政の窓口・所在地

本庁舎・総合支所

くみん窓口・出張所・まちづく りセンター

土曜日の開庁窓口

教育長メッセージ

児童・生徒の皆さんへ

世田谷区の小学校、中学校は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、入学式や始業式を延期することにしました。学校の再開は5月7日を予定しています。入学や進学を楽しみにしていた皆さんには大変申し訳なく思っています。

つい先日まで皆さんは、新しい友だちのこと、先生のこと、勉強のこと、部活のことなど新学期への思いをふくらませていたことでしょう。今年は、新型コロナウイルス感染症が拡大することを防ぐために、学校での勉強や生活の開始が遅くなってしまいました。また、ぎりぎりまで判断をしていたため、皆さんにこのことをお知らせすることが遅くなったことも併せてお詫びします。

学校の先生方は、皆さんが入学してくること、進級することをとても楽しみにしていました。教室をきれいに整えたり、皆さんが使う教材をそろえたり、一人一人の名前を名簿に書いたりしながら、皆さんの顔を思い浮かべていました。皆さんと会える日を心待ちにしていた先生方もとても残念に思っています。

皆さんが学校で学ぶことは少し遅くなりますが、皆さんは世田谷区立小学校、中学校の児童・生徒です。担任の先生や教科の先生、学年の先生、養護の先生、講師の先生、学校主事の方、栄養士の方などが皆さんの先生方であることには変わりがありません。これから皆さんの学びを支え、健康を守れるよう努力をしていきます。

皆さんの学びの方法については、これから学校のホームページ、区のホームページに掲載をしていきます。中学生は「eラーニング」を活用してください。中一になる皆さんにはこれからお知らせをします。小学生にはインターネットを活用した学びができるようになるべく早く整備を進めていきます。場合によっては、担任の先生方が電話や訪問をしたりしながら、皆さんの学びを支えることもあります。教材を渡したり、最近皆さんがどのような生活をしているのかを聞いたりすることがあるかもしれません。もちろん感染予防の対策を十分に考えながら行っていきます。

これから、皆さんには、様々な方法を使って学習する手立てをお知らせしていきます。

しばらくは、自宅での生活が続くことと思います。心と体を健康に保つためには睡眠や栄養を十分にとって、体を動かし、生活のリズムを整えることが大切です。

世界中の人たちが、一日も早く状況が終息することを願っています。他人を思いやる気持ちを忘れず、みんなで力を合わせて困難を乗り越えていきましょう。学校で皆さんが元気に過ごす姿が見られることを楽しみにしています。

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に感染された方が、区内で急増したことを受けて、より一層の警戒が必要な段階となりました。

世田谷区教育委員会では、学校休業期間を5月1日まで延期しつつ、入学式・始業式は規模を縮小しながらも、その後は分散登校を行う予定でおりましたが、入学式・始業式は延期し、分散登校も見合わせることとなりました。保護者の皆様に対し、急なご連絡となってしまいましたことを心よりお詫び申し上げます。

世田谷区教育委員会では、これから子どもたちの学びを支援するために様々な方策を検討し、区 や学校のホームページ等を涌してお知らせをしてまいります。

皆様、そしてお子様には大変ご不便やご迷惑をおかけすることとなりますが、新型コロナウイルス 感染症の対応は中長期にわたることを覚悟しなければならないと考えており、ご理解、ご協力をいた だきますようよろしくお願い申し上げます。

> 令和2年4月3日 世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

上記メッセージにふりがなをつけたものは、こちら(人教育長メッセージ)からご覧ください。

添付ファイル

教育長メッセージ(ふりがなあり)(PDF形式 12キロバイト)

このページについてのお問い合わせ先

以下問い合わせ先をご覧ください。

教育指導課

電話番号 03-5432-2703

<u>ホーム</u> > <u>目次から探す</u> > <u>子ども・教育・若者支援</u> > <u>幼稚園</u> > <u>区立幼稚園・認定こども園</u> > <u>区立幼稚園・認定こども園について</u> > 新学期 における区立小中学校の授業等について(ページ中部より教育長メッセージ)【4月3日23時更新】



〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

区政への 組織 施設 一覧 一覧 窓口 一覧 一覧 案内

問合せ ご意見 よくある質問

(区役所の行き方)

電話番号 03-5432-1111(代表)

ファクシミリ 03-5432-3001(広報広聴課)

ホームにもどる

このサイトについて サイトの使い方 個人情報の取り扱い 著作権・リンク・免責事項 サイトマップ

パソコン版 スマートフォン版 携帯電話版

© 2019 世田谷区



検索

読み上げ

文字•色

ふりがな

Translation

くらし 手続き 住まい 街づくり 環境

仕事 産業 子ども 教育 若者支援

福祉 健康 文化 スポーツ 生涯学習

区政情報

<u>ホーム > 目次から探す > 子ども・教育・若者支援 > 幼稚園 > 区立幼稚園・認定こども園 > 区立幼稚園・認定こども園について > 新型コロナウィルス感染症に関する対応について (区立幼稚園・認定こども園) [4月10日17時更新]</u>

新型コロナウィルス感染症に関する対応について(区立 幼稚園・認定こども園)【4月10日17時更新】

最終更新日 令和2年4月13日 ページ番号 184824



区政の窓口・所在地

本庁舎·総合支所

くみん窓口・出張所・まちづく りセンター

土曜日の開庁窓口

区立幼稚園・認定こども園の運営に関するお知らせ

保護者の皆さまには、平素より区教育行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

区内における新型コロナウィルス感染症の状況は、日ごとに著しいものがあり、より一層の警戒が 必要な段階と言えます。

これまで区立幼稚園については、登園の自粛等をお願いしてきたところですが、このような状況を踏まえ、区立幼稚園・認定こども園の入園式・始業式の延期及び臨時休園等について下記のとおりとさせていただきました。

保護者の皆さまには、ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

入園式・始業式延期等について

入園式・始業式の延期等について

入園式・始業式の延期

令和2年4月10日(金曜日)に予定していました区立幼稚園・認定こども園の入園式・始業式は延期いたします。

実施時期などについては、決まり次第ご案内します。

区立幼稚園の臨時休園

区立幼稚園は、令和2年5月1日(金曜日)まで臨時休園(預かり保育を含む)とし、令和2年5月7日(木曜日)からの再開をめざして、検討を進めます。

なお、認定こども園多聞幼稚園については幼稚園枠に限ります。認定こども園多聞幼稚園保育枠の取り扱いは下記のとおりとします。

認定こども園多聞幼稚園の保育枠について(4月10日17時更新)

4月9日、都より保育所等につきまして「感染の防止のため、仕事を休んで家でいることが可能な保護者に対しては、児童の登園等を控えるようお願いし、保育等の提供を縮小して実施する」よう区に対して要請がありました。

都内の新型コロナウイルス感染者数は、高水準で推移しており、非常に逼迫した状況が続いています。これを踏まえ、区としては、保育所等運営の基本的な考え方を以下のとおり定めましたので、保護者の皆さまにご対応・ご協力をお願いします。

今後、保育運営中に園児、職員にり患者が発生した場合には、治療に当たらなければならない当人、ご家族はもとより、園自体も2週間程度の臨時休園が求められることとなり、その他の世帯にも大きな影響を与えることになることから、できる限り、登園の自粛をお願いすることといたしました。

つきましては、区立認定こども園多聞幼稚園保育枠(延長保育を含む。)の運営についても同様の取り扱いとさせていただきます。

なお、この取り扱いについては、現時点のものです。今後の状況によって変更することもございます。 保護者の皆さまには、ご負担をおかけいたしますが、ご理解ご協力いただきますよう、お願いいたします。

多聞幼稚園保育枠の運営について

▶別紙1都知事からの都民の皆様あてメッセージ

別紙2都知事からの経済団体各位あてメッセージ

保育所等運営の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大の防止のために、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後、就業先との調整がつき仕事を休める方につきましては、登園を自粛していただきますように要請いたします。また、在宅で勤務されている方につきましても、登園日数を減らしていただくなど可能な範囲で登園を控えていただくようご協力をお願いいたします。そのうえで、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には、保育の提供を行ってまいります。

適用期間

令和2年4月13日 (月曜日) から緊急事態宣言適用期間である5月6日 (水曜日) までとし、適用期間が延長された場合はそれに準じます。なお、就業先と調整される間は、保育を継続いたします。

各幼稚園からの連絡事項について

<u>関連リンク</u>をご覧ください。

その他

新型コロナウィルス感染症についての最新情報は以下をご覧ください。

最新情報

預かり保育に関するお知らせ

令和2年3月利用について

通常どおり、実施いたします。

なお、令和2年3月2日(月曜日)以降、預かり保育を利用しなかった日は還付対象とします。

詳細については、預かり保育についてのお知らせ(上幼稚園)(上認定こども園)をご確認ください。

令和2年4月利用について(**令和2年4月6日更新**)

臨時休園に伴い、預かり保育のご利用はできません。

すでに預かり保育料を納付された保護者の方は還付の対象となります。

また、預かり保育料をまだ納付されていない保護者につきましてはお納めいただく必要はございません。

詳細につきましては、預かり保育のお知らせ(人<u>幼稚園第3版</u>)(人<u>認定こども園第3版</u>)をご確認ください。

なお、状況等により預かり保育の実施等を変更する場合がございますので、その場合は別途通知します。

申込み結果

令和2年4月1日(水曜日)にご自宅へ郵送(発送)いたしました。

令和2年4月6日(月曜日)までに結果に関する通知書が届かない場合には、4月7日(火曜日)以降に幼児教育・保育推進担当課(03-5432-2714)までご連絡ください。

令和2年5月募集について(令和2年4月10日更新)

年長組の方

通常どおり、募集いたします。

詳細につきましては(加雅園第3版) (認定こども園第3版) をご確認ください。 なお、状況等により預かり保育の実施等を変更する場合がございます。 その場合には別途ご案内いたします。

年少組の方

臨時休園に伴い、5月中は保育時間短縮期間を予定しているため、お申込みができません。 預かり保育の開始は6月より実施を予定しています。

添付ファイル

預かり保育についてのお知らせ(幼稚園)(PDF形式 6キロバイト)

- (預かり保育についてのお知らせ(幼稚園)(テキスト形式 3キロバイト)) 預かり保育についてのお知らせ(認定こども園)(PDF形式 6キロバイト)
- (預かり保育についてのお知らせ(認定こども園)(テキスト形式 3キロバイト))

入園式・始業式延期等通知(PDF形式 125キロバイト)

預かり保育についてのお知らせ _第3版(幼稚園、4月利用、5月申込み)(PDF形式 6キロバイト) 預かり保育についてのお知らせ _第3版(認定こども園、4月利用、5月申込み)(PDF形式 6キロバイト)

多聞幼稚園保育枠の運営について(PDF形式 176キロバイト)

別紙1都知事からの都民の皆様あてメッセージ(PDF形式 42キロバイト)

別紙2都知事からの経済団体各位あてメッセージ(PDF形式 35キロバイト)



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader (無償) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社のサイトからダウンロードしてください。

関連リンク

三島幼稚園

給田幼稚園

中町幼稚園

多聞幼稚園(区立認定こども園)

松丘幼稚園

砧幼稚園

このページについてのお問い合わせ先

教育総務部 幼児教育・保育推進担当課

電話番号 03-5432-2714 ファクシミリ 03-5432-3028

<u>ホーム</u> > <u>目次から探す</u> > <u>子ども・教育・若者支援</u> > <u>幼稚園</u> > <u>区立幼稚園・認定こども園 > 区立幼稚園・認定こども園について</u> > 新型コ ロナウィルス感染症に関する対応について(区立幼稚園・認定こども園)【4月10日17時更新】



〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

組織 施設 一覧 一覧 区政への 問合せ ご意見 よくある質問 窓口 案内

(区役所の行き方)

電話番号 03-5432-1111(代表)

ファクシミリ 03-5432-3001(広報広聴課)

ホームにもどる

このサイトについて サイトの使い方 個人情報の取り扱い 著作権・リンク・免責事項 サイトマップ

パソコン版 スマートフォン版 携帯電話版

© 2019 世田谷区

参 考 6

令和2年4月10日 政策経営部

東京都による緊急事態措置後の区民利用施設等の対応について

1 主旨

今般の新型コロナウイルス感染の急増に伴い、国では4月7日に緊急事態宣言が発令され、東京都においても4月10日には緊急事態措置による施設の使用停止要請等が公表された。

こうした状況の中、区は、さらなる新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、 これまで休止していた施設は休止を継続するとともに、新たに休止する施設(別紙「利用 を休止する施設一覧」で網掛けしている施設)を追加する。

休止の期間は4月11日(土)から5月31日(日)までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。

2 東京都による緊急事態措置の概要

4月11日(土)から5月6日(水)までの期間、以下のとおり要請が出された。

(1)基本的に休止を要請する施設(特措法施行令第11条に該当するもの)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設	施設の使用停止及び催物の	<u>体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設</u> 又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの <u>遊技場</u> 等
劇場等	開催の停止要請 (=休業要請)	<u>劇場</u> 、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 博物館、 <u>美術館</u> 又は <u>図書館</u> 、ホテル又は旅館(集 会の用に供する部分に限る。) 床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限 る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。

(2)特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が 1,000 ㎡以下の下記の施設については、同 1,000 ㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 但し、床面積の合計が 100 ㎡以下においては、適切な感染防止対策を 施した上での営業
集会・展示施設	博物館、 <u>美術館</u> 又は <u>図書館</u> 、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に 限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を 施した上での営業

(3)施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び 催物の開催の停止要請	学校 (大学等を除く。)
	必要な保育等を確保した上で、 適切な感染防止対策の協力要請	<u>保育所</u> 、 <u>学童クラブ</u> 等
社会福祉施設等	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する <u>通所又は</u> 短期間の入所により利用される福祉サービス ビス では保健医療サービスを提供する施設 ででは短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(4)社会生活を維持する上で必要な施設

(· / EXTACMENT / ST CXX SUBM		
施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販 売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。) 料理店、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを含む。) 営業時間の短縮については、朝5時から 夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テークアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下 宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、 航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公 署等	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、 <u>官公</u> <u>署</u> 、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理 美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

区民会館

<u> </u>	
施設名	問い合わせ先
	世田谷総合支所地域振興課 TEL:03-5432-2835 FAX:03-5432-3032
	北沢総合支所地域振興課 TEL:03-5478-8045 FAX:03-5478-8004
すべての区民会館	玉川総合支所地域振興課 TEL:03-3702-1636 FAX:03-3702-0942
	砧総合支所地域振興課 TEL:03-3482-2001 FAX:03-3482-1655
	烏山総合支所地域振興課 TEL:03-3326-9376 FAX:03-3326-1050

区民センター

施設名	問い合わせ先
	世田谷総合支所地域振興課 TEL:03-5432-2835 FAX:03-5432-3032
	北沢総合支所地域振興課 TEL:03-5478-8045 FAX:03-5478-8004
すべての区民センター	玉川総合支所地域振興課 TEL:03-3702-1636 FAX:03-3702-0942
	砧総合支所地域振興課 TEL:03-3482-2001 FAX:03-3482-1655
	烏山総合支所地域振興課 TEL:03-3326-9376 FAX:03-3326-1050

地区会館

施設名	問い合わせ先
	世田谷総合支所地域振興課 TEL:03-5432-2835 FAX:03-5432-3032
	北沢総合支所地域振興課 TEL:03-5478-8045 FAX:03-5478-8004
すべての地区会館	玉川総合支所地域振興課 TEL:03-3702-1636 FAX:03-3702-0942
	砧総合支所地域振興課 TEL:03-3482-2001 FAX:03-3482-1655
	烏山総合支所地域振興課 TEL:03-3326-9376 FAX:03-3326-1050

区民集会所

<u> </u>	
施設名	問い合わせ先
	世田谷総合支所地域振興課 TEL:03-5432-2835 FAX:03-5432-3032
	北沢総合支所地域振興課 TEL:03-5478-8045 FAX:03-5478-8004
すべての区民集会所	玉川総合支所地域振興課 TEL:03-3702-1636 FAX:03-3702-0942
	砧総合支所地域振興課 TEL:03-3482-2001 FAX:03-3482-1655
	烏山総合支所地域振興課 TEL:03-3326-9376 FAX:03-3326-1050

図書館・図書室

囚官的·囚官王		
施設名	問い合わせ先	
すべての図書館・図書室・図書館カウンター	生涯学習部 中央図書館 TEL:03-3429-1811 FAX:03-3429-7436	

ひっ //ノ ナケナニロ ケケ

文化施設等		
施設名	問い合わせ先	
文化生活情報センター		
国際交流センター 電話・メールによる対応は実施	生活文化政策部文化・芸術振興課 TEL:03-5432-2124	
世田谷美術館(3分館含む)	FAX:03-5432-3005	
世田谷文学館		
平和資料館	世田谷区立平和資料館 TEL:03-3414-1530 FAX:03-3414-1532	
男女共同参画センター " らぷらす " 電話相談は実施	世田谷区立男女共同参画センター"らぷらす" TEL:03-6450-8510 FAX:03-6450-8511	
郷土資料館	郷土資料館 TEL:03-3429-4237 FAX:03-3429-4925	

文化・学習施設

施設名	問い合わせ先
	生涯学習・地域学校連携課 民家園係 TEL:03-3417-5911
	FAX: 03-3417-5961

スポーツ施設

施設名	問い合わせ先
	スポーツ推進課 TEL:03-5432-2742
	FAX: 03-5432-3080

清掃・リサイクル関連施設

1100 P		
施設名	問い合わせ先	
	清掃・リサイクル部 事業課	
	TEL: 03-6304-3253 FAX: 03-6304-3341	

喜龄老饰铅

高齡者施設	問い合わせ生
施設名 老人休養ホームふじみ荘 健康増進・交流施設(せたがや がやがや館)	問い合わせ先
	市民/百割・主/建現技権進課 TEL:03-5432-2403 FAX:03-5432-3005
桜高齢者集会所	
上馬高齢者集会所	

地域支えあい活動拠点

でる文化のVでは新たが	
施設名	問い合わせ先
すべてのふれあいの家、ふれあいルーム	市民活動・生涯現役推進課 TEL:03-5432-2403 FAX:03-5432-3005

通所介護施設 通所介護サービスは利用可

施設名	問い合わせ先
デイ・ホーム世田谷 (会議室1、会議室2)	
デイ・ホーム中丸 (研修室)	高齢福祉課 TEL: 03-5432-2408
デイ・ホーム玉川田園調布 (交流室)	FAX: 03-5432-3085
デイ・ホーム深沢 (研修室)	

障害者施設

施設名	問い合わせ先
世田谷区障害者就労支援センター すきっぷ就労相談室・分室クローバー・分室そしがや 土曜日のみ休止(5月6日まで) 相談は電話(メール含む)のみで受付(平日10時から16時) 世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと 土曜日のみ休止(5月6日まで) 相談は電話(メール含む)のみで受付(平日10時から16時) 世田谷区障害者就労支援センター ゆに(UNI) 土曜日のみ休止(5月6日まで) 相談は電話(メール含む)のみで受付(平日10時から16時) 障害者休養ホーム ひまわり荘 福祉ショップフェリーチェ本店・区役所店 5月10日まで休止 喫茶ぴあ鎌田店(鎌田区民センター内) 喫茶ぴあ粕谷店(粕谷区民センター内)	障害者地域生活課 TEL: 03-5432-2420 FAX: 03-5432-3021
総合福祉センター後利用施設 団体活動支援スペース	障害施策推進課 TEL:03-5432-2385 FAX:03-5432-3021

青少年交流センター

施設名	問い合わせ先
青少年交流センター池之上青少年会館	青少年交流センター池之上青少年会館 TEL:03-3413-9504 FAX:03-3419-0889
野毛青少年交流センター	子ども・若者部 若者支援担当課 TEL:03-5432-2585 FAX:03-5432-3050
希望丘青少年交流センター「アップス」	子ども・若者部 若者支援担当課 TEL:03-5432-2585 FAX:03-5432-3050

児童館

施設名	問い合わせ先
すべての児童館	子ども・若者部 児童課 TEL:03-5432-2306 FAX:03-5432-3016

子ども関連事業

施設名	問い合わせ先
北沢子どもの居場所(北沢地区会館内)	
奥沢子育て児童ひろば	
羽根木プレーパーク	
世田谷プレーパーク	子ども・若者部 児童課 TEL:03-5432-2306 FAX:03-5432-3016
駒沢はらっぱプレーパーク	
烏山プレーパーク	
砧・多摩川遊び村事業	

おでかけひろば

施設名	問い合わせ先
すべてのおでかけひろば	子ども家庭課 TEL:03-5432-2569 FAX:03-5432-3081

公園施設

施設名	問い合わせ先
世田谷公園(ミニSL)	
世田谷公園(交通広場)	
世田谷公園(スケートボード広場)	
世田谷公園(軟式野球場)	
世田谷公園(テニスコート)	
世田谷公園(洋弓場)	
世田谷公園(更衣室・シャワー室)	
こどものひろば公園(軟式少年野球場)	
羽根木公園(星辰堂、日月庵)	みどり33推進担当部 公園緑地課 TEL:03-5432-2295
羽根木公園(軟式野球場)	FAX:03-5432-3083
羽根木公園(テニスコート)	
羽根木公園(更衣室・シャワー室)	
玉川野毛町公園 (デイキャンプコーナー)	
玉川野毛町公園(軟式野球場)	
玉川野毛町公園 (テニスコート)	
玉川野毛町公園(更衣室・シャワー室)	
二子玉川公園ビジターセンター	
二子玉川公園旧清水家住宅書院	

公園施設

施設名	問い合わせ先
桜丘すみれば自然庭園建物(管理棟) トイレ使用可	
瀬田四丁目旧小坂緑地建物(旧小坂家住宅)	
等々力渓谷公園日本庭園書院の建物	
瀬田農業公園建物(管理棟) トイレ使用可	みどり3 3推進担当部 公園緑地課 TEL:03-5432-2295 FAX:03-5432-3083
成城みつ池緑地旧山田家住宅庭園全体	
成城五丁目猪股庭園全面	
喜多見農業公園建物(管理棟)	
世田谷トラストまちづくりビジターセンター	(一財)世田谷トラストまちづくり TEL:03-3789-6111 FAX:03-3789-6114

学校開放施設

施設名	問い合わせ先
区立小中学校すべての学校開放施設	生涯学習·地域学校連携課 TEL:03-5432-2984 FAX:03-5432-3039

教育施設

施設名	問い合わせ先
ほっとスクール「城山」 5月6日まで休止	
ほっとスクール「尾山台」 5月6日まで休止	教育相談・特別支援教育課 TEL:5432-2746 FAX:5432-3041
ほっとスクール「希望丘」 5月6日まで休止	17///.0402 0041
世田谷区立教育センター 中央図書館、多文化体験コーナー「Touch the World」、プラネタリウムを含む	新教育センター整備担当課 TEL:03-3429-0811 FAX:03-3429-2844

指定喫煙場所

施設名	問い合わせ先
経堂駅指定喫煙場所	環境政策部環境計画課 TEL:03-5432-2272 FAX:03-5432-3062
喜多見駅北口指定喫煙場所	
【4月17日追加】三軒茶屋指定喫煙場所 4月21日より休止	
【4月17日追加】下北沢駅東口指定喫煙場所 4月21日より休止	

その他福祉施設

施設名	問い合わせ先
保健医療福祉総合プラザ内貸出会議室及びカフェ 保健医療福祉総合プラザは開館	保健医療福祉推進課 TEL:03-5432-2939 FAX:03-5432-3017
喫茶YOU・遊	世田谷区社会福祉協議会 地域福祉課 日常生活支援係 TEL:03-5429-1180 FAX:03-5429-2204
喫茶どんぐり	世田谷区社会福祉協議会 地域福祉課 日常生活支援係 TEL:03-5429-1180 FAX:03-5429-2204
喫茶桜ん房	世田谷区社会福祉協議会 地域福祉課 日常生活支援係 TEL:03-5429-1180 FAX:03-5429-2204
梅丘ボランティアビューロー 相談は電話 (メール含む) のみで受付 5月6日まで休止	世田谷ボランティア協会 本部 TEL:03-5712-5101 FAX:03-3410-3811
代田ボランティアビューロー 相談は電話(メール含む)のみで受付 5月6日まで休止	世田谷ボランティア協会 本部 TEL:03-5712-5101 FAX:03-3410-3811
玉川ボランティアビューロー 相談は電話(メール含む)のみで受付 5月6日まで休止	世田谷ボランティア協会 本部 TEL:03-5712-5101 FAX:03-3410-3811
世田谷ボランティアセンター 相談は電話(メール含む)のみで受付 5月6日まで休止	世田谷ボランティア協会 本部 TEL:03-5712-5101 FAX:03-3410-3811

その他の施設

施設名	問い合わせ先
世田谷区民健康村 (ふじやまビレジ、なかのビレジ)	区民健康村・ふるさと交流課 TEL:03-5432-2042 FAX:03-5432-3013
三軒茶屋観光案内所(SANCHA3「サンチャキューブ」)	公益財団法人世田谷区産業振興公社 観光課 TEL:03-3411-6715 FAX:03-3412-2340
子ワーキングスペースチャチャチャ	三茶おしごとカフェ TEL:03-3411-6604 FAX:03-3422-6690
世田谷ものづくり学校(一般来館者)	工業・ものづくり・雇用促進課 TEL:03-3411-6662 FAX:03-3411-6635
スカイキャロット展望ロビー(レストランも含む)	世田谷総合支所地域振興課 TEL:03-5432-2835 FAX:03-5432-3032

令和 2 年 4 月 1 0 日 政 策 経 営 部

東京都による緊急事態措置後の区主催のイベントの対応について

1 主旨

今般の新型コロナウイルス感染の急増に伴い、国では4月7日に緊急事態宣言が発令され、東京都においても4月10日には緊急事態措置による催物の開催の停止要請等が公表された。

こうした状況下において、区主催のイベントについて、以下のとおり対応する。

2 東京都による緊急事態措置の概要

4月11日(土)から5月6日(水)までの期間、事業者に向けて以下のとおり要請が出された。

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を要請。
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パー ティ等の開催についても、自粛を要請。

3 緊急事態措置後の区主催イベントの対応

区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、これまでも区主催のイベントの延期または中止を行ってきた。

国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置後の<u>区主催イベントについて、以下のとおり、延期または中止を継続する。</u>

(1)延期または中止するイベント

区が主催するイベントについて、屋内外を問わず開催を延期する(当初予定していた 日程以外での開催が困難なイベントは中止とする)。

(2)対象期間

4月11日(土)から5月31日(日)までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。

4 イベントの延期や中止の影響による、地域交流や余暇活動等の減少への対応について イベントの延期や中止の影響により、地域での交流や余暇活動、外出の機会等が減少す ることに伴い、高齢者や子育て家庭を始めとした区民が、地域での孤立や生きがいの喪失、 また、健康状態の悪化等につながることのないよう、各部において、感染症予防の観点を 踏まえながら、健康増進のための周知など、可能な限りの代替策についても検討する。

5 区民周知の方法

区のホームページに掲載している、延期または中止するイベントの一覧について、4月 15日(水)に更新する。

| 参 考 8 | | 令和2年4月10日 政 策 経 営 部

東京都による緊急事態措置を踏まえた区の窓口等業務の継続について

国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において、官公署は「社会生活を維持する上で必要な施設」とされ、休止要請の対象ではないことから、今後も窓口を含め、区の業務は基本的に継続する。

区ではこの間、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、不特定多数が訪れる窓口業務について、混雑緩和による区民等への感染リスク軽減を図るための取組みを推進してきた。国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を踏まえ、さらなる窓口混雑緩和の取組みを下記のとおり実施する。

記

- 1.くみん窓口、出張所の主な対応引き続き、以下のとおり対応する。
 - ・ホームページで各種手続き方法、混雑状況確認等が確認できることの周知徹底
 - ・番号発券機システムによる、呼び出し機能及び混雑状況確認機能の周知
 - ・総合支所窓口案内嘱託員等による誘導等
 - ・ロビーや区民フロアー等の活用による密集回避
- 2 . 上記以外の窓口の主な対応
 - (1)申請期限の延長

法令等の定めがあるものを除き、申請期限の延長が可能なものは延長する。

継続:マイナンバーカード受取期限の延長(番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課) 住民税申告期限の延長(課税課)

要介護認定期間の延長(各総合支所保健福祉課)

(2)郵送・電子申請、電話相談の促進

郵送や電子申請が可能なものは、申請者への積極的な周知や案内を行うほか、電話での相談を推奨するなど、できるだけ区民や事業者等が来庁せずに手続きが行えるよう対応する。

○郵送等による申請が可能なもの

新規:保育園入園申込について郵送での申込を可能とする。(保育認定・調整課) 継続:住民税申告書の提出(課税課) 原動機付き自転車廃車手続き(課税課) 課税・非課税・納税証明書交付申請(納税課) 児童手当(子ども育成推進 課) 子ども医療費助成の申請(子ども育成推進課) 国民健康保険脱退の届出(国保・年金課) 国民保険料 免除・納付猶予・学生納付特例・産前産後期間の免除の申請(国保・年金課) 入浴券の支給(高齢福祉課)など

(3)施設外待機の促し

予約表により受付時間を予約してもらう、手続き時間の目安を伝えるなど、来庁者に施設外での待機を促す。(建築審査課ほか)

(4)空きスペース等の活用

混雑時には、空いている会議室やスペースを待合場所として開放するなど、待合 所の密集状態回避に努める。(各総合支所ほか)

(5)規模の縮小

手法の変更や一部の業務休止などにより、規模を縮小して運営する。

新規:弁護士相談について、面談による相談を休止し、電話相談とする。

夜間弁護士相談を休止する。(各総合支所)

区政情報センター、各総合支所区政情報コーナーについては、資料の閲覧 及び閲覧席の利用を休止するなど業務の一部を縮小し運営する。(区政情報 課)

(6)その他

窓口対応での飛沫感染のリスク軽減を図るため、職員のマスク着用を行うとともに、窓口にアクリル板、段ボール、ビニールカーテン等を設置する。(工業・ものづくり・雇用促進課、都市デザイン課、建築安全課ほか)

また、待合席を離して設置する、窓口カウンターの椅子を間引く等、一定の距離 (ソーシャルディスタンス)を離すよう努める。(国保・年金課、保険料収納課ほか)

3. その他

その他の事業についても、基本的に継続する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の休止等が必要なもの については、所管部において判断し、区ホームページ等で対象者に周知する。

令和2年4月17日保健福祉政策部世田谷保健師

議員各位

新型コロナウイルス感染防止対策としてのPCR検査体制の拡充について

1 主旨

新型コロナウイルス感染症については、都内で感染拡大が今もなお続いており、区においても、令和2年4月16日(木)現在、陽性者数が183人と感染拡大が続いている。 国が新型コロナウイルス感染症の検査要件を緩和したことにより、検査件数も増加していることから、検査待ちの状況を改善し、迅速かつ効率的に検査につなげることを目的として、以下のとおり体制を拡充する。

2 体制

世田谷保健所での検査実施に加え、世田谷区医師会及び玉川医師会の協力も得て、検査待ちの疑い例に対し、PCR検査に必要な検体採取を実施する。検査手法については、 鼻咽頭液もしくは咽頭ぬぐい液を実施し、検査機関に持ち込むものとする。

なお、検査場所については、行政検査が円滑に行われるようにする観点から、帰国者・接触者外来と同様に一般への公表を行わないものとし、帰国者・接触者電話相談センター等を通じて受診する(厚生労働省通知:令和2年4月15日付)。

3 区による検査の流れ

